

千葉県営水道

令和8年4月1日から
水道料金を改定します
～平均で18.6%引き上げます～

料金改定の詳細情報は、ホームページに掲載しています。



●料金改定の経緯

①経営環境の変化

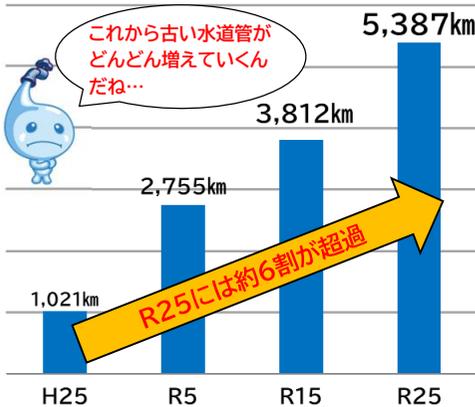
千葉県営水道では、平成8年度の料金改定以来、30年間料金の上げをせずに経営してきました。

しかし、高度経済成長期以降に集中的に整備した管路や施設の老朽化が進んでおり、これまで以上に更新・耐震化を進めていく必要があることに加え、近年の物価高騰に伴い様々な費用が上昇していることから、今後の経営環境が厳しくなることが見込まれました。

◆老朽化の状況

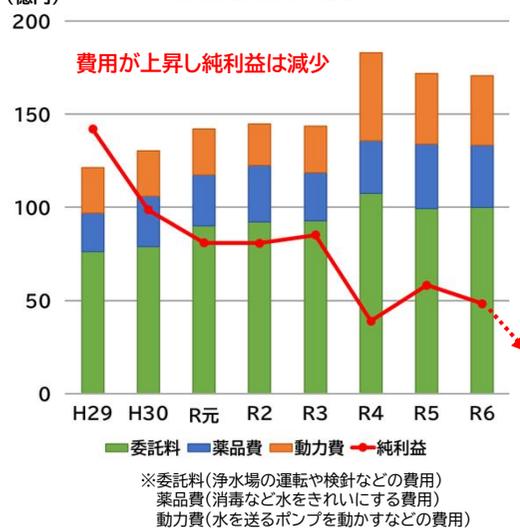
(法定耐用年数(40年)を超過する管路※)

※R25の管路総延長を9,303km
(R5年度末時点の延長)と仮定した場合



◆物価の高騰

(主な経費の推移)



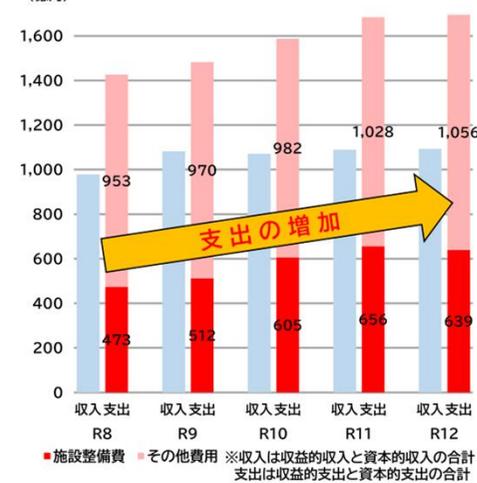
②水道事業運営審議会への諮問と答申

令和8年度から5年間の収支見通しでは、企業債の活用や経費の節減、一般会計からの繰入※を上限まで活用するなど、可能な限りの財源確保の手段を尽くしても、初年度から収支の赤字や資金残高が不足する試算結果となりました。

※R8～R12の5年間で324億円を繰り入れ、料金改定率を5.1%抑制(23.7%→18.6%)

◆収支差の拡大

(収入と支出の見通し)



支出が収入を上回り、その差がどんどん広がっていきます

その結果

純利益や資金がマイナスの状態では持続的な経営ができません

※見通しはいずれも料金改定をしない場合

このため、令和7年5月29日、「水道事業運営審議会」に対し、「今後の県営水道の料金水準と料金体系のあり方」について諮問を行いました。審議会での議論の結果、令和7年10月16日、以下のような内容の答申をいただきました。

◆千葉県水道事業運営審議会の答申の主なポイント◆

【料金水準】

県営水道が計画している「今後の施設整備の進め方」等を前提とした上で、料金引き上げ幅を18.6%とすることは妥当

【料金体系】

利用者間の負担バランスを考慮し、全ての利用者の料金改定率が平均改定率(18.6%)から大きく乖離しない料金体系などは妥当

③将来にわたり持続可能な水道事業のために

県はこの答申を踏まえ、12月定例県議会に料金改定に伴う条例改正案を提案し、可決されたため、令和8年4月1日から、平均で18.6%の料金引き上げをさせていただくことになりました。

物価高騰の中、皆様にはご負担をお願いすることとなりますが、今後も管路や施設の更新・耐震化にしっかりと取り組み、安心して水道をご利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

●改定モデルケース(1か月分・税込)

料金改定によってどのくらい水道料金が変わるのかを、モデルケース別に示しています。なお、本モデルケースは一例であり、実際の使用口径や使用水量によって、料金は変動します。

また、実際の水道料金は、2か月分のご請求になりますので、改定後のご請求額(2か月分)の試算等は、県営水道ホームページをご覧ください、県水お客様センターまでお問い合わせください。

(1か月分・税込)

モデルケース (使用口径)	現行 【使用水量例】	改定後 (差額・改定率)
单身 (13mm) 	910円 【月8m ³ 】	1,100円 (+190円、+20.9%)
2人家族 (20mm) 	2,590円 【月16m ³ 】	3,100円 (+510円、+19.7%)
3人家族 (20mm) 	3,250円 【月20m ³ 】	3,870円 (+620円、+19.1%)
4人家族 (20mm) 	4,320円 【月24m ³ 】	5,120円 (+800円、+18.5%)
飲食店等 (25mm) 	6,710円 【月30m ³ 】	7,960円 (+1,250円、+18.6%)
工場等 (75mm) 	221,110円 【月450m ³ 】	260,440円 (+39,330円、+17.8%)
ホテル等 (100mm) 	978,180円 【月1,945m ³ 】	1,145,320円 (+167,140円、+17.1%)

●お問い合わせ

「県水お客様センター」(受付時間 平日8:45~18:00・土曜日8:45~17:00)
 ☎0570-001-245(ナビダイヤル) FAX043-272-3333
 ※ナビダイヤルをご利用になれない方は 043-310-0321

●改定時の料金計算

令和8年4月1日以降の使用分から新料金が適用されます。水道料金は2か月分のご請求となります。そのため、請求対象期間(使用期間)に、3月31日までの旧料金期間と4月1日以降の新料金期間が含まれている場合は、新・旧料金による日割計算を行います。

令和8年4月1日料金改定

検針月	2月	3月	4月	5月	6月
偶数月 検針の例		旧料金 使用期間	4月検針分 新料金		6月検針分 新料金
奇数月 検針の例		旧料金	5月検針分 新料金		7月検針分 新料金

●検針票の見方

口径、使用水量及び水道料金は、検針時にお配りしている「使用水量のお知らせ」からご確認ください。

※水道料金は2か月ごとの検針のため、2か月分のご請求となります。

使用水量のお知らせ
 スイドウ タロウ 様
 使用場所 幕張1-▲-×

お客様番号 00-0-000000

一元化地域 上下水 下水計算区分 水道 / / /

検針 年 月 日 8年 5月 8日 8年 6月 分 水道 使用期間 4月 4日 ~ 6月 3日 (月数2.0) 下水道 使用期間 4月 4日 ~ 6月 3日 (月数2.0)

口径 20mm

水道 使用水量 39m³ 水道料金 7,550円 (うち消費税等相当額 686円) 請求予定金額 XX,XXX円

汚水排出量 39m³ 下水道使用料 XX,XXX円 (うち消費税等相当額 XXX円) (うち消費税等相当額 X,XXX円)

今回事振替予定日 7月16日

検針に関するお問い合わせ先
 千葉県企業局水道料金徴収事務受託者
 株式会社V.V.V.V

※実際の請求額は水道料金の他に、各市の下水道使用料も含まれます。(習志野市を除く)

振替済金額 X,XXX円 (うち消費税等相当額 XXX円)

水道料金等口座振替済みのお知らせ
 お客様番号 00-0-000000
 スイドウ タロウ02 様
 調定年月 令和8年 4月 000
 振替日 令和8年 5月16日
 水道使用期間 2月 4日 ~ 4月 3日
 水道使用水量 30m³
 水道料金 4,900円 (うち消費税等相当額 445円)
 下水道使用期間 2月 4日 ~ 4月 3日
 汚水排出量 30m³
 下水道使用料 X,XXX円 (うち消費税等相当額 XXX円)

このお知らせを添付で集金機関やコンビニエンスストアでのお支払いはできません。

電話 0570-001245 平日 8:45~18:00

※お客様専用WEBページ【マイポータル】をご利用のお客様は【マイポータル】から、口径、使用水量及び水道料金をご確認ください。

生活保護世帯や障害者世帯のうち、免除要件に該当する世帯の方に対しては、お申出により料金の一部を免除する制度があります。詳しくは県水お客様センターにお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

